

令和5年度 米子市除雪計画

令和5年11月

米子市都市整備部道路整備課

目 次

1	目的	1
2	除雪基本方針	1
3	除雪期間	1
4	豪雪時の体制	1
	(1) 豪雪対策本部の設置	1
	(2) 職員の配備及び動員	1
5	除雪実施計画	2
	(1) 除雪路線	2
	(2) 除雪出動基準	2
	(3) 除雪機械配備	2
	(4) 除雪作業内容	3
	(5) 除雪作業時間	3
	(6) 雪仮置き場確保	3
6	市民との協働による除雪体制	6
	(1) 除雪に関する補助	6
	(2) 自主防災に関する補助	6
	(3) 雪の仮置き場の活用	6
	(4) 凍結防止剤の活用	6
	(5) 住民協力を得るための広報活動	7
7	凍結防止剤散布配布計画	8
	(1) 凍結防止剤散布・配布期間	8
	(2) 凍結防止剤散布時間	8
	(3) 凍結防止剤散布基準	8
	(4) 凍結防止剤配布位置	8
8	国・県との連携	10
	(1) 除雪路線の連携	10
	(2) 情報の共有化	10
	(3) 災害時の協定	10

(資料)

- ・ 除雪路線図（車道）
- ・ 除雪路線図（歩道）
- ・ 雪仮置き場位置図
- ・ 凍結防止剤配布位置図

1 目的

積雪下における道路交通を確保し、市民生活や社会・経済活動の安定を図る。

2 基本方針

市民協働のもと、国・県との連携を図り、効率的かつ効果的な除雪を実施する。

3 除雪期間

実施期間は、令和5年12月1日から令和6年3月31日までとする。

4 豪雪時の体制

(1) 豪雪対策本部の設置

米子市地域防災計画の豪雪に係る災害策本部基準（2 災害対策本部の設置及び廃止（3）設置の基準）により、次の①～③のいずれかに該当し、本部長（市長）が必要であると認めた場合、米子市災害（豪雪）対策本部を設置する。

- ① 鳥取地方気象台の気象状況により米子市域に大雪又は暴風雪警報が発令され、大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を必要とするとき。
- ② 地吹雪或いは降雪により、本市が規定する市道除雪計画に基づく除雪について2日以上を要するとき。
- ③ 広域的に住民の救助を要するとき。

【参考】 鳥取県の特別警報・警報・注意報の基準（大雪に関する）	
【注意報】	
大雪	大雪によって被害が予想される場合。具体的には、12時間の降雪の深さが平地で15cm以上、山地で25cm以上と予想される場合
【警報】	
大雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、12時間の降雪の深さが平地で25cm以上、山地で40cm以上と予想される場合
暴風雪	雪を伴う暴風によって、重大な災害が起こるおそれがある予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想され、雪を伴う場合
【特別警報】	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

(2) 職員の配備及び動員

豪雪時の職員の配備及び動員については、米子市地域防災計画に示す配備及び動員計画に基づき行うものとする。

ただし、休日、夜間等において、短時間に警戒積雪深に相当する積雪があり、通常の配備及び動員体制を敷くことが困難な場合には、応急体制として、各公民館等を拠点とする職員の居住地区別の動員体制により行動するものとする。

5 除雪実施計画

(1) 除雪路線

除雪対象とする路線は下表のとおりとする。

区 分	区 分 内 容
緊急路線	・ 国道・県道から総合病院及び自動車専用道（山陰道）へ通じるアクセス道路 ・ 除雪の優先順位を1番目とする。
重要路線	・ 国道・県道から公共施設へ通じる道路及びバス路線 ・ 除雪の優先順位を緊急路線に次ぐ2番目とする。
主要路線	・ 市内交通の主要な路線 ・ 除雪の優先順位を緊急路線・重要路線に次ぐ3番目とする。
地域の幹線道路	・ 地域の生活道路のうち、基幹となる道路 ・ 上記3路線に影響のない範囲で除雪を行うものとする。
歩 道	・ 歩道のうち、通学路等比較的通行のある歩道

(2) 除雪出動基準

出動基準は原則として下表のとおりとする。ただし、特別の事由等により、本部長が特に認めた場合も出動するものとする。

区 分	出 勤 基 準
緊急路線	・ 積雪深が10cmを超えることが予想される場合
重要路線	・ 積雪深が10cmを超え、さらに降雪が予想される場合
主要路線	・ 積雪深が15cmを超え、さらに降雪が予想される場合
地域の幹線道路	・ 積雪深が25cmを超えることが予想される場合、上記3路線の除雪作業に影響のない範囲で出動する。
歩 道	・ 積雪深が15cmを超えており、降雪状況・天候がほぼ安定したときに 出動する。

(3) 除雪機械配備

除雪機械の配備は下表のとおりとする。

機械の種類	市所有台数	民間借上台数	合 計
グレーダー（3.1m～4.3m）	－	8台	8台
除雪トラック（2t～10t）	2台	51台	53台
タイヤショベル（3t～11t）	－	49台	49台
小型バックホウ	－	適宜	適宜
歩道用除雪機	12台	1台	13台
凍結防止剤散布装置（2t～7t）	1台	5台	6台

(4) 除雪作業内容

作業内容は原則として下表のとおりとする。(道路幅員が狭い等の理由で、除雪した雪の置き場が無く、除雪効果の期待ができない場合がある)

区 分	作 業 内 容
新雪除雪	・新雪等比較的やわらかな積雪の場合は、車道部における積雪を除去し、5 cm 以上路面に残らないようにする。 ・作業幅員が3 m以下の路線の場合は、150mに1ヵ所程度の待避所を設けるようにする。
路面整正	・轍(車の通ったあとに残る車輪の跡)などの除去を可能な限りおこない、路面の平坦性を確保する。
歩道除雪	・除雪幅を90cmとし、長靴・防寒靴での歩行可能な状況を確保する。

(5) 除雪作業時間

作業効率や一般車両等への影響を考慮し、主に深夜から作業を行う。ただし、降雪状況により、時間の延長及び日中の作業を行うものとする。

(6) 雪仮置き場確保

豪雪時において本部長が必要と認めた場合に雪仮置き場を設置する。その箇所は下表①②のとおりとする。

① 雪仮置き場その1 (ダンプトラック等による搬入が可能)

番号	所 在 地	面積 (㎡)
A	安倍 300 (米子市下水道内浜処理場敷地内)	約 900 ㎡
B	石州府 654-1	約 1,900 ㎡
C	淀江町佐陀 1456-1	約 1,000 ㎡
D	淀江町淀江 681-2 の一部	約 2,300 ㎡のうち貸付地以外
E	淀江町佐陀 782-4 の一部	約 1,400 ㎡のうち中央部

② 雪仮置き場その2（地域の緑地で地域住民も搬入が可能）

番号	所 在 地	面積 (㎡)	番号	所 在 地	面積 (㎡)
91	富益町39-50	496	134	富益町5-61	225
92	河岡256-59ほか	1,872	135	富益町73-13	318
93	河岡291-56	572	137	新開五丁目1617-29ほか1	306
94	河岡38-25	164	138	淀江町佐陀1301-34	251
95	久米町102-2のうち	49	139	大谷町13-13	259
96	加茂町二丁目229	94	140	陽田町20-9ほか2	155
97	大崎3403-7ほか6	10,601	141	上福原二丁目1110	219
98	大崎3403-4ほか3	7,607	142	末広町312	279
99	富益町1-29	245	143	道笑町二丁目253	541
100	尾高599-12ほか2	454	144	大工町104	999
101	尾高604-12ほか1	85	145	東町453	1,429
102	目久美町90-15	300	146	上福原806-16ほか1	475
103	目久美町90-19	58	147	上福原659-132	60
104	青木1210-4	526	153	上後藤三丁目1309-12	45
105	錦海町三丁目68-1	1,000	154	夜見町3030-5ほか1	146
106	二本木260-15	205	155	富益町63-29	341
107	東福原八丁目918-7	171	156	富益町60-18	131
108	米原二丁目1236-8	129	157	富益町65-9	280
109	西福原六丁目803-9	115	158	西福原八丁目1232-22	118
110	旗ヶ崎七丁目144-6	290	159	旗ヶ崎三丁目166-19	106
111	夜見町2993-35	187	160	淀江町佐陀35-8	186
112	蚊屋766ほか5	879	161	上後藤四丁目176-8ほか2	292
113	河崎3420	1,180	162	淀江町西原1029-72	144
114	両三柳5419-1	1,854	163	博労町四丁目309-9	268
115	両三柳5473	2,828	164	夜見町3069-36ほか1	191
116	新開四丁目1902	1,499	165	長砂町465-7	148
117	観音寺新町一丁目25	1,922	166	長砂町125-10	107
118	観音寺新町二丁目133	4,630	167	新開二丁目1466-18	104
119	観音寺新町三丁目57	1,786	168	両三柳21-5	99
120	観音寺新町四丁目9	1,598	169	富益町60-50	142
121	観音寺新町四丁目48	1,258	170	富益町4-78	442
122	錦海町三丁目9-2ほか2	789	171	富益町66-42	149
123	陰田町579-72	686	172	車尾六丁目184-6	116
124	上福原四丁目1576-5	174	173	富益町78-24	143
125	東福原七丁目1095-34	215	174	長砂町118-7	142
126	蚊屋211-26	644	175	淀江町佐陀1949-9	98
127	東八幡36-3地先	307	176	岡成580-228	2,919
126	蚊屋211-26	644	177	淀江町佐陀1963-13	109
127	東八幡36-3地先	307	178	両三柳5419-2	1,018
128	八幡196-1地先	621	179	泉706-406	364
129	石井字要害1060	1,103	180	赤井手411-6	1,283
131	彦名町41-11ほか1	127	181	大谷町118-7	129
132	夜見町3086-23	283			
133	淀江町佐陀719-21	140			

番号	所在地	面積 (㎡)	番号	所在地	面積 (㎡)
1	両三柳4579-82ほか1	1,580	46	西福原九丁目1875	111
2	陽田町16-6	32	47	大篠津町112-9	200
3	中島二丁目554	280	48	三本松二丁目1200-3	143
4	大篠津町4728	2,207	49	三本松二丁目1214-10ほか1	116
5	大篠津町4605ほか2	1,982	50	夜見町3075-27	220
6	大篠津町4801	134	51	橋本561-5ほか1	217
7	大篠津町4804	1,566	52	新開二丁目1369-15ほか2	231
8	大篠津町4805	254	53	尾高869-11ほか1	353
9	大篠津町4816	316	54	旗ヶ崎九丁目1090-16	134
11	大篠津町4931ほか2	367	55	永江856ほか8	15,934
12	大篠津町4946	78	56	旗ヶ崎九丁目1091-21	109
13	皆生温泉二丁目2417	241	57	和田町60-20	104
14	皆生新田一丁目101-4	204	58	新開四丁目1542-17	127
15	皆生新田一丁目172	194	59	旗ヶ崎七丁目251-2	187
16	皆生新田三丁目351	1,876	60	彦名町968-16	150
17	皆生新田二丁目185	1,001	61	尾高112-10ほか3	529
18	三本松四丁目4951	615	62	勝田町135-22	192
19	新開二丁目1537	280	63	河岡360-10ほか1	214
20	蚊屋200-32	155	64	美吉191-10	165
21	長砂町8-12	242	65	上福原744-18ほか3	96
22	西福原六丁目827-47ほか1	124	66	富益町58-7	411
23	夜見町3072-41	194	67	中島二丁目555-2	26
24	宗像53-92ほか1	97	69	吉岡97-3ほか1	157
25	吉岡65-26	221	70	吉岡72-29	331
26	吉岡65-21	134	71	吉岡47-1ほか1	867
27	上後藤三丁目1309-15	133	72	河岡355-12	128
28	新開五丁目1660-21	141	73	河岡500-39	537
29	尾高781-19	1,060	74	夜見町1924-6	125
30	新開三丁目1481-105ほか3	138	75	夜見町3076-53	301
31	夜見町3061-4	388	76	車尾四丁目1742ほか1	1,377
32	米原九丁目780-40	275	77	福市1900-1	165
33	和田町3068-37ほか1	268	78	皆生六丁目1685-21	98
34	旗ヶ崎四丁目849-6	136	79	日原663-6	715
35	富益町59-28	282	80	宗像485-4	1,544
36	中島一丁目23-21ほか2	232	81	旗ヶ崎四丁目843-20	107
37	夜見町3070-29	445	82	熊党401	662
38	上福原三丁目1467-11	140	83	熊党458	1,003
39	上後藤四丁目188-2ほか2	173	84	河岡400-42	438
40	夜見町2952-12	186	85	上福原738-7	142
41	東福原八丁目1156-20	120	86	福市1840-1	908
42	福市1984	377	87	上福原三丁目1502-5ほか1	192
43	石井402-5ほか1	531	88	河崎3070-9	453
44	富益町4413-17ほか1	299	89	河崎3070-8	341
45	河岡316-39	373	90	河崎281-4ほか1	998

6 市民との協働による除雪体制

(1) 除雪に関する補助

小型除雪機の購入経費や除雪活動に要した経費を支援することにより、地域における除雪能力の低下を補い、地域で自主的に行なわれる共助の取組の支援を行う。なお、補助金の活用には「大雪支え愛地域」としての事前登録が必要となる。(令和5年度の事前登録受付期間は、令和5年度10月5日～11月30日)

名 称	概 要
米子市小型除雪機購入支援補助金 (補助事業対象者) 市内自主防災組織又は自治会 ※いずれも連合組織を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・小型除雪機の購入に係る経費を補助するもの ・補助対象額の2/3(千円未満切り捨て)(上限20万円)
米子市除雪活動支援補助金 (補助事業対象者) 市内自主防災組織又は自主防 災連合組織	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪活動に要した経費の補助をするもの ・補助対象経費の1/2(千円未満切り捨て) 自主防災組織の場合 上限3万円 自主防災連合組織の場合 上限6万円

(問合せ先：米子市地域振興課 0859-21-7471)

(2) 自主防災に関する補助

自主防災組織が活動する際に補助金を交付する。

名 称	概 要
自主防災組織育成補助金 (補助事業対象者) 市内自主防災組織又は自主防 災連合組織	<ul style="list-style-type: none"> ・防災資機材を購入する場合 (除雪に関する防災資機材の例) ※雪かきスコップ、スノーダンプ、除雪機、燃料 ・補助対象経費の1/2(千円未満切り捨て) 自主防災組織の場合 上限5万円 自主防災連合組織の場合 上限15万円

(問合せ先：米子市地域振興課 0859-21-7471)

(3) 雪の仮置き場の活用

豪雪時において市が雪の仮置き場を確保し、地域住民が雪を搬入できるようにする。

※4ページ：②雪仮置き場その2(地域の緑地で地域住民も搬入が可能)参照

(4) 凍結防止剤の活用

市が橋梁及び急な販路等を中心に地域住民の目の届く位置に凍結防止剤を配布し、地域住民で散布できるようにする。

※8ページ：(4)凍結防止剤配布位置 参照

(5) 住民協力を得るための広報活動

近年、高齢者世帯の増加などより道路の除雪の要望が増加する反面、除雪を請け負う建設業者や建設機械（除雪機械）、運転手の確保が難しくなるなど、行政としての除雪体制に限界が生じている。

このため、行政と住民一人ひとりが一体となり、共に手を取って除雪を行う、「自助・共助・公助」の取り組みが重要になっている。そこで、「広報よなご」を通じて、市民に対し、降雪期前の除雪に関する協力を広くお願いする。

また、市のホームページを活用し、降雪期前の除雪に関する協力及び冬期間の情報提供を広く行う。

※広報よなご12月号掲載予定内容

(除雪にご協力ください)

米子市では、冬季の円滑な交通を確保するため、令和5年12月1日から令和6年3月31日までの間、市道の除雪を行います。

近年、高齢者世帯の増加などにより道路の除雪の要望が増加する反面、除雪を請け負う建設業者や建設機械（除雪機械）、運転手の確保が難しくなるなど、行政としての除雪体制に限界が生じています。

このため、行政と住民一人ひとりが一体となり、共に手を取って除雪を行う、「自助・共助・公助」の取り組みが重要になります。

そこで、除雪を効率的に行い円滑な交通を確保するため、次のことにご協力ください。

『ご協力いただきたい5つのこと』

① 絶対に路上駐車はしない

路上駐車は除雪作業効率の低下を招くうえ、車が傷つく恐れがあります。このため、作業を中止せざるを得ない場合があります。

② すすんで取り組もう 生活道路や歩道の雪かき

除雪路線以外の生活道路や歩道の除雪については皆様のご協力をお願いします。

③ 玄関先や車庫前などの除雪

除雪した際に、各家庭の玄関先や車庫前などに除雪した雪が堆積することがありますが、皆様のご協力をお願いします。

④ 道路に雪を出さないで

車道部への雪の投げ捨ては、交通の支障となり大変危険です。

⑤ 公共交通機関の利用を

マイカーの利用を控え、渋滞の緩和にご協力ください。

令和5年度米子市除雪計画および除雪路線図を作成しました。くわしくは、市ホームページまたは各公民館でご確認ください。

7 凍結防止剤散布・配布計画

(1) 凍結防止剤散布・配布期間

令和5年12月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 凍結防止剤散布時間

作業効率や一般車両等への影響を考慮し、主に深夜から作業を行う。ただし、現場状況により、時間の延長及び日中の作業を行うものとする。

(3) 凍結防止剤散布基準

橋梁及び急な坂路等指定の箇所について、気温が0度以下になる恐れがあるときに路面状況を勘案し（凍結及び圧雪等）、凍結防止剤散布車により散布を行う。（気象庁発表の「米子」の気温）

(4) 凍結防止剤配布位置

橋梁及び急な坂路等を中心に、下表の指定位置に配布する。（凍結防止剤は地域住民で散布できるよう目の届く箇所に配布）

※下表の散布の項目は散布基準時に業者が「散布する」「散布しない」を示す。

番号	位置	配布数量 (袋)	配布先	散布
1	浜橋	4	現地	する
2	国道9号歩道橋	4	現地	しない
3	工業橋	4	現地	する
4	米橋 米川中島皆生線(坂)	6	現地	する
5	道笑町地下道	10	現地	しない
6	道笑町長谷川木工所前	4	現地	する
7	大谷町地下道	10	現地	する
8	大工町(新加茂川取合)	4	現地	する
9	灘町橋	4	現地	する
10	京橋	4	現地	する
11	中棚橋	2	現地	する
12	天神橋	4	現地	する
13	瑜伽堂橋	4	現地	する
14	口陰田県境線	4	現地	する
15	道笑町2号線	4	現地	する
16	旧日野橋	10	現地	する
17	日野川右岸堤国道9号交差点	4	現地	する
18	下郷新橋	4	現地	する
19	下泉(カーブ地点)	15	現地	する
20	ファミリーみよし前	4	現地	しない
21	河岡橋	3	現地	する
22	福留橋	4	現地	する
23	森橋	4	現地	する
24	福尾橋 新福尾橋	8	現地	する
25	日下橋	10	現地	する
26	日野川(坂)十日市	4	現地	する
27	東山中学校	4	中学校	しない
小 計		146		

番号	位 置	配布数量 (袋)	配布先	散 布
28	旗ヶ崎食品団地歩道橋	4	現 地	しない
29	福市安養寺線	4	現 地	しない
30	成実地区	6	公民館	しない
31	富士見町 (J R 境線)	5	現 地	しない
32	おおさこ橋	4	現 地	す る
33	橋本地区(坂)	3	現 地	しない
34	城園ハイツ	6	現 地	しない
35	第 1、2 青木橋(坂)	12	現 地	す る
36	日野川(坂)高島	6	現 地	しない
37	日野川(坂)八幡橋	6	現 地	しない
38	日野川(坂)水浜	6	現 地	しない
39	側道(坂)	10	現 地	す る
40	側道(坂)	10	現 地	す る
41	オーシャンヒルズ入口	5	現 地	しない
42	大 崎 橋	4	現 地	す る
43	崎津団地 2 号線	4	現 地	す る
44	今津橋	3	現 地	しない
45	新宇田川橋	4	現 地	す る
46	天井川橋	4	現 地	す る
47	新佐陀橋	4	現 地	す る
48	佐陀橋	4	現 地	す る
49	木の実橋	10	現 地	す る
50	榎原グリーンハイツ	20	現 地	しない
51	吉谷団地	4	現 地	しない
52	県道米子広瀬線交差点	3	現 地	しない
53	猿土手橋	3	現 地	しない
54	池の内橋	3	現 地	しない
55	口長砂橋	3	現 地	しない
56	目久美 2 号橋	3	現 地	しない
57	足尾橋	3	現 地	しない
58	目久美 3 号橋	3	現 地	しない
59	道笑町 1 号橋	3	現 地	しない
60	県道岩屋谷米子線交差点	3	現 地	しない
61	バスターミナル	10	現 地	しない
62	水道山	3	現 地	しない
63	水貫橋	4	現 地	しない
64	公園前橋	5	現 地	しない
65	五千石団地4号線	5	現 地	しない
66	兼久四ツ塚線	5	現 地	しない
67	道笑町通り線	3	現 地	しない
68	長砂町集会所	12	現 地	しない
69	勝田橋	3	現 地	す る
70	昭和橋	3	現 地	す る
71	宗像椎木谷団地	3	現 地	しない
72	西大谷橋	4	現 地	す る
73	目久美橋	4	現 地	す る
74	安倍三柳線 (坂)	8	現 地	す る
75	石井橋	4	現 地	す る
76	石井大橋	4	現 地	す る
	小 計	255		
	合 計	401		

8 国・県との連携

(1) 除雪路線の連携

平成 23 年度より県と道路の除雪業務の相互委託に関する契約を締結しており、令和 5 年度も管理区分を超えて、次のとおり除雪作業の効率化を図る。

- ① 除雪時に一連の流れで除雪が行える路線において、県道・市道の除雪路線のやり取りを行う。

(市が県の路線を除雪する箇所)

【車道】

県道両三柳後藤停車場線（後藤駅前、0.3 km）、県道米子環状線（陰田町、0.9 km）
県道淀江停車場線（淀江町淀江、0.7 km）、県道弓ヶ浜停車場線（夜見町、0.9 km）
県道東福原樋口線（夜見町ほか、1.6 km）、県道大篠津停車場線（大篠津町、1.4 km）
県道米子境港線（大篠津町、0.4 km）

【歩道】

県道赤松淀江線（淀江町西原、2.1 km）、県道淀江琴浦線（淀江町福岡、1.2 km）
県道大篠津停車場線（大篠津町、0.1 km）

(県が市の路線を除雪する箇所)

【車道】

市道大山街道線（蚊屋から熊党国道 9 号まで、0.2 km）
市道青木団地別所線（別所、0.6 km）、市道青木団地中央線（青木、1.8 km）
市道上福原皆生 2 号線（上福原 3 丁目ほか、0.8 km）
市道旗ヶ崎団地 1 号線（旗ヶ崎、0.9 km）、市道旗ヶ崎団地 2 号線（旗ヶ崎、1.2 km）

- ② 県が大型除雪車を使用して実施する除雪において、一連の流れで除雪が行える市道を県が行う。

(県が一連の作業で除雪を行う市道)

【車道】

市道福生南 1 号線（県道皆生車尾線～県道皆生西原線、1.1 km）
市道旧国道吉谷古市線（全線、1.6 km）

(2) 情報の共有化

関係職員の派遣等、情報が共有化できる体制を整える。

(3) 災害時の協定

国と災害時における情報交換に関する協定を締結しており、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、国から現地連絡員を災害対策本部へ派遣する等相互に協力して必要な体制を整える。

鳥取県及び鳥取県内の市町村で、災害を受けた市町村独自での十分な応急措置ができない場合に、応援要請をする災害時の相互応援に関する協定を締結している。

【お問い合わせ】

米子市 都市整備部 道路整備課 道路維持担当

〒683-0054

米子市萩町一丁目160番地

西部総合事務所3号館2階

TEL : 0859-23-5283

FAX : 0859-23-5254